

別記様式（第4条関係）

表面

		第	号	
原子力損害賠償支援機構法第65条第2項の規定による立入検査証				
職名及び氏名				
写 真	（	年	月	日生
	押	年	月	日交付
	出			
ス				
タ				
ン				
プ	主務大臣			
割				
印				
）				

裏面

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法抜粋

第65条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類、その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第75条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

二 第65条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同行の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格B7とすること。